

第1回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年7月21日（火） 午前11時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1 番 新 井 功 仁 恵

2 番 菊 地 裕 幸

3 番 阿 部 栄 子

4 番 百 々 栄 二

5 番 齋 藤 晃 佳

6 番 武 藤 昇

7 番 福 戸 伸 司

8 番 工 藤 均

9 番 宮 崎 義 幸

10 番 脇 坂 昭 一

11 番 齋 藤 毅

12 番 天 川 記 一

13 番 嵯 峨 弘 巳

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 4 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 選挙第 1 号 | 会長の互選について |
| 日程第 7 | | 会期の決定 |
| 日程第 8 | 選挙第 2 号 | 会長職務代理者の互選について |
| 日程第 9 | | 議席の決定について |
| 日程第 10 | 選任第 1 号 | 部会委員の選任について |
| 日程第 11 | 選任第 2 号 | 一般社団法人北海道農業会議の会員代表の就任について |
| 日程第 12 | 議案第 1 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 13 | 議案第 2 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 14 | 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |
| 日程第 15 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第1回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ全員の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本会議は委員の任命後最初に行われる総会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じ、出席委員の中で年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととします。

年長委員である工藤委員をご紹介します。工藤委員は、議長席に移動願います。

(工藤委員議長席へ移動)

臨時議長

ただいま紹介されました工藤です。

地方自治法第107条の規定に準じて、会長が互選されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから第1回浜中町農業委員会総会を開会いたします。

日程第3 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

日程第4 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、会議規則第70条の規定により、臨時議長において、仮議席1番福戸委員、2番天川委員を指名いたします。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

7月1日、「望ましい営農型太陽光発電の実現に向けた関連制度の見直しに関する説明会」が茶内支所でWeb開催され、埴見係長が受講しております。

7月2日～3日、「令和8年度市町村農業委員会事務局長研修会」が札幌市で開催され、私が出席しております。

令和9年に見直し予定の農地関連法制や地域計画のブラッシュアップに取り組み、あるいは農業用施設に係る転用許可の特例について研修が行われました。

7月10日、「新人委員説明会」を茶内支所で開催し、嵯峨職務代理同席のもと新人委員6名が出席しております。

農業委員及び農業委員会組織の概要説明や本日の任命書交付式と総会の流れについて説明を行ったところです。

以上、会務報告の説明を終わります。

臨時議長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けま す。
各委員	(なしの声)
臨時議長	ないようなので、これで会務報告を終了します。 日程第6 選挙第1号 会長の互選についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読並びに提案理由の説明をさせます。
事務局長	選挙第1号 会長の互選について、提案の理由をご説明申し上げます。 農業委員会の会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項及び 第2項において「農業委員会に会長を置く。」「会長は、委員が互選した者をもって 充てる。」とされております。 さらに、浜中町農業委員会会議規則第6条第1項においても、「会長は、委員の互 選により決定し、会議の議長となる。」と定められているところでございます。 本案は、以上の規定に基づき会長を決定しようとするものでございます。 よろしくご審議くださるようお願いいたします。
臨時議長	事務局より、提案理由の説明が終わりました。 お諮りいたします。会長の互選方法につきましては、「無記名による投票」と「指 名推薦」による方法の2とおりがございますが、どちらの方法による互選がよろし いかお諮りいたします。 1 2 番宮崎委員。
宮崎委員	指名推薦を提案します。
臨時議長	ただいま、「指名推薦」という発言がありました。 お諮りいたします。 会長の互選方法を、指名推薦とすることにご異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
臨時議長	異議なしと認めます。 よって、会長の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。

それでは、これより、会長としての適任者を推薦願います。

5 番百々委員。

百 々 委 員

嵯峨弘巳委員を会長に推薦いたします。嵯峨委員は、今期で5期目を迎え、直近の2期6年間は会長職務代理を務められました。温厚な人柄で周囲からの信頼も非常に厚く、これからの委員会を円滑にまもっていただける、最適なリーダーであると考えて推薦いたします。

臨 時 議 長

ただいま、嵯峨委員を会長として推薦がありましたが、ほかにありませんか。

各 委 員

(なしの声)

臨 時 議 長

ほかになしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま、会長に推薦された嵯峨委員を、会長とすることにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

臨 時 議 長

異議なしと認めます。

よって、嵯峨委員が、会長に決定しました。

それでは、これからの日程第7以降につきましては、会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長になられました嵯峨会長に、議長として議事進行をお願いすることとし、私の臨時議長としての職務はこれで終了させていただきます。

私は、ここで臨時議長を退席させていただきます。

(工藤委員退席)

(嵯峨会長議長席へ着席)

事 務 局 長

それでは、ただいま会長に就任されました嵯峨会長よりご挨拶をいただきます。

議 長

ただいま皆様方よりご指名をいただきまして、浜中町農業委員会の会長に就任をさせていただきました、嵯峨でございます。

大変身の引き締まる思いでございますし、如何せん未熟者でございますので、この後、皆様方のご協力をいただきながら、地域酪農の振興と農地の健全な維持管理

		のために微力ながら努力をいたしてまいりますので、これから皆さん３年間よろしく願いいたします。
事 務 局 長		ありがとうございました。 それでは、これ以降についての議事は、嵯峨会長より進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
議 長		日程第７ 会期の決定を議題とします。 本総会の会期は、本日１日としたいと思います。これにご異議ございませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日１日と決定いたしました。
		日程第８ 選挙第２号 会長職務代理者の互選についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに提案の理由を説明させます。
事 務 局		選挙第２号 会長職務代理者の互選について、提案の理由をご説明申し上げます。 農業委員会の会長職務代理者は、浜中町農業委員会会議規則第６条第２項及び第３項において「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」、「代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。」と定められております。 本案は、以上の規定に基づき会長職務代理者の互選を行おうとするものでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長		事務局より、提案理由の説明が終わりました。 お諮りいたします。会長職務代理者の互選方法につきましては、「無記名による投票」と「指名推薦」による方法の２とおりがございますが、どちらの方法による互選がよろしいかお諮りいたします。
		１２番宮崎委員。
宮 崎 委 員		指名推薦でよろしいかと思います。
議 長		ただいま、指名推薦という発言がありました。 お諮りします。 会長職務代理者の互選方法を、指名推薦とすることにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。

それでは、これより、会長職務代理者としての適任者を推薦願います。

4 番阿部委員。

阿 部 委 員

会長職務代理者には、工藤委員がいいと思います。

工藤委員は、農協の役員もされておりますし、自治会においても大変活躍されておりますので、また会長と同様お人柄もよく 2 期目ではありますけれども、会長を助ける役目として、工藤委員が適任かと思って推薦いたします。

議 長

ただいま、工藤委員を会長職務代理者として推薦がありましたが、ほかにありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ほかになしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま、会長職務代理者に指名推薦された工藤委員を、会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、工藤委員が、会長職務代理者に決定しました。

それではここで、会長職務代理者に就任されました工藤委員よりご挨拶をいただきます。

工 藤 委 員

この場で失礼いたしますけども、会長職務代理という重責を与えていただき、身の引き締まる思いであります。

まだ 2 期目ではございますけども、皆さんと共に浜中町農業振興と農地行政について頑張っていく、所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、引き続き会議を行います。

事務局 長

日程第 9 議席の決定をいたします。
事務局より説明させます。

議席の決定について、ご説明申し上げます。

委員の議席の決定については、浜中町農業委員会会議規則第 9 条第 1 項において「委員の議席は、選任後の最初の会議において「くじ」で定め、番号標を付する。」と規定されております。

つきましては、本会議が選任後の最初の会議となりますので、同規定に基づき議席を定めようとするものでございます。

なお、会長の議席は 1 3 番とすることに決定させていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

議長

事務局より説明が終わりました。
それでは、仮議席 1 番から「くじ」を引いていただきます。

(職員が 1 人ずつ回ってくじを引いてもらう。)

議席が決定しましたので事務局より報告させます。
報告が終わりましたら、各委員は所定の議席に移動願います。

事務局

議席の報告をいたします。

議席番号につきましては、1 番新井委員、2 番菊地委員、3 番阿部委員、4 番百々委員、5 番齋藤晃佳委員、6 番武藤委員、7 番福戸委員、8 番工藤委員、9 番宮崎委員、1 0 番脇坂委員、1 1 番齋藤毅委員、1 2 番天川委員、1 3 番嵯峨委員、以上のように決定しております。座席の移動をお願いいたします。

(各委員移動)

議長

日程第 1 0 選任第 1 号 部会委員の選任についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに提案の理由を説明させます。

事務局 長

選任第 1 号 部会委員の選任について、提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会の所掌業務を的確に処理するため、浜中町農業委員会内規により内部機関として部会を設置することとしておりますが、内規第 1 条では、「内部機関として農政部会並びに農地部会を置き、必要あるときは特別委員会及び調整委員会を設けることができる。」と規定され、第 2 条では、「各部会の委員の定数はそれぞれ 6 名とする。」と定められております。さらに、第 5 条では、「部会の委員は、会長が本

委員会に諮って決める。」とされているところでございます。

本案は、以上の規定に基づき、農政部会および農地部会の委員を選任しようとするものでございますが、会長につきましては部会の定数に含まれておりませんので、この点を申し添えいたします。

また、部会委員の選任にあたりましては、地域性等を勘案し、会長において調整を図らせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、内規第6条の規定により「正副部会長の選任につきましては、部会の委員の互選による。」とされておりますことから、総会の場においては互選ができません。

つきましては、部会委員の選任後、会議を一時中止いたしますので、その間に各部会を開催いただき、それぞれの正副部会長について互選を賜りますようお願いいたします。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より、提案理由の説明が終わりました。

ただいまの説明にもありましたように、部会の委員については、浜中町農業委員会内規第5条第1項の規定に基づき、会長が本総会に諮って決めることとなっております。

会長職務代理者に協力いただき調整したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、これより、会長職務代理者に協力いただき調整いたしますので、この際、会議を一時中止します。各委員におかれましては、その場で待機願います。

(会議を一時中止)

(会議を再開)

議 長

中止前に引き続き会議を開きます。

地域のバランス、当選回数、経験などを勘案し、会長職務代理者と慎重に協議をいたしました。

その結果について発表いたします。

農政部会には、1番新井委員、2番菊地委員、3番阿部委員、5番齋藤晃佳委員、8番工藤委員、10番脇坂委員。

農地部会には、4番百々委員、6番武藤委員、7番福戸委員、9番宮崎委員、11

番齋藤毅委員、12番天川委員。

以上のように決定させていただきました。

なお、農地部会につきましては、今回新しい委員の皆さんも数多く登用させていただいておりますので、私も当面の間、農地評価等には一緒に回って農地の見方や評価の仕方というのを少しでも提示できればと思っております。

農地部会に新しい人を多く登用したのは、今回新しい委員の方が半数近くいるということで、皆さんに一日も早く農地の見方、評価の仕方というものを熟知していただいて、次の農業委員会につなげていただきたいという思いもございます。

そして、宮崎委員も今回農地部会の方に登用させていただきましたのは、これまで農協関係の委員さんは、農地部会の方には回してこなかったという経緯もございますけれども、それは農協が円滑化団体というものを担っていて、円滑化団体が農地の買入協議の主として行っていたという観点もございます。これまでそういった関係の委員を農地部会の方には入れてこなかったんですけれども、現在円滑化団体というものもなくなりまして、買入協議につきましては、公社が主として行っているので、今後は問題ないというようなことと、あとこれから始まります大規模な国営事業の観点からも農地の集約化というものをメインに進めていかれる事業でございますので、当地区の農地の集約化ということについては、個人の農地だけではなくか先に進んでいかないということで、農協の所有地、また円滑化団体が現在所有しております農地も加味して絡めたうえで、集約化というものを進めて行かなければ、なかなかこの事業が進んで行かないのではないかということなどが危惧されますので、円滑化の農地に熟知しておりまして、自身もこれまで営農課で長く活躍されておりました宮崎委員に農地部会に入っていただいて、本事業の円滑な取り組みを図っていきたいというような思いで、このような人選をいたしましたことを考慮していただきたいと思います。

それでは、会議を暫時休憩いたします。

(休憩中)

(会議再開)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各部会を開いていただき、部会長、副部会長が決定いたしました。事務局より報告させます。

事 務 局 長

それでは、報告いたします。

農政部会長には、3番阿部委員、副部会長には、11番齋藤晃佳委員。

農地部会長には、4番百々委員、副部会長には、9番宮崎委員。

以上のように決定しております。

議長 それでは、部会長、副部会長に決定された皆様方、今後ともよろしく願いいたします。

日程第 1 1 選任第 2 号 一般社団法人北海道農業会議の会員代表の就任についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 選任第 2 号 一般社団法人北海道農業会議の会員代表の就任について、提案の理由をご説明申し上げます。

一般社団法人北海道農業会議定款第 6 条第 4 項において、「北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が 1 名に限って指名した委員が普通会员たる資格を有する」と規定されておりますことから、一般社団法人 北海道農業会議の普通会员に会長を選任するものでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから選任第 2 号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、選任第 2 号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、選任第 2 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 1 2 議案第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 6 条では、「農地若しくは採草放牧地を所有する農地所有適格法人、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しな

農政係長

議長

(詳細説明あるも省略)

○番〇〇委員、○番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

各 委 員

議長

質疑なしと認めます。

		次に整理番号２について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号２を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 (〇〇委員、〇〇委員入室) それでは、次に整理番号３について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に整理番号４について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に整理番号５について、質疑を行います。 質疑ありませんか。

各	委	員	(質疑なしの声)
議	長		質疑なしと認めます。 次に整理番号 6 について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議	長		質疑なしと認めます 次に、討論を省略し、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 4 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 5 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 5 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 6 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 6 は、原案のとおり可決されました。

事務局長

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積等促進計画を定めるべく、農地中間管理機構に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお

願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号9で○番〇〇委員、整理番号〇〇と〇〇で〇〇番〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1から8の審議を行ったあと、整理番号9審議を行い、その後整理番号10と11の審議行いたいと思います。

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 6 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 7 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 8 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。 整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。

		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号9の質疑を行います。 〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。 (〇〇委員退席)

それでは、整理番号 9 の質疑を行います
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号 9 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 9 は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

次に、整理番号 10 の質疑を行います。

〇〇番〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇〇委員退席)

それでは、整理番号 10 の質疑を行います
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号 11 の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号 10 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 10 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 11 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 11 は、原案のとおり可決されました。 (〇〇〇委員入室) 日程第 14 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項では、「農業委員会は、地域計画の区域内の農用地所有者から、農用地の所有権移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有及び利用現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、通知をするよう要請することができる。」とされております。 本案については 1 件の買入協議でございますが、整理番号 1 は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、利用調整の結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。 以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから議案第 3 号の質疑を行います。 本案について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 3 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。 日程第 1 5 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
各 委 員	(質疑なしの声)
事 務 局 長	次回総会について、8 月 2 7 日、木曜日、午後 0 時 3 0 分からを提案します。
議 長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8 月 2 7 日、木曜日、午後 0 時 3 0 分からということでよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようなので、次回総会日程については、8 月 2 7 日、木曜日、午後 0 時 3 0 分からに決定いたしました。 以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第 1 回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後 1 時 0 0 分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 嵯 峨 弘 巳

浜中町農業委員会

7 番 福 戸 委 員

浜中町農業委員会

1 2 番 天 川 委 員